

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する省令を次のように定める。

（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）

第一条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の基本方針に定められた食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するため、食品循環資源の再生利用等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、その事業の特性に応じて、食品循環資源の再生利用等を計画的かつ効率的に実施するものとする。

第二 食品関連事業者は、次に定めるところにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

一 食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

二 食品循環資源の全部又は一部のうち、再生利用を実施することができるものについては、特定期肥飼料等の需給状況を勘案して、可能な限り再生利用を実施すること。この場合において、食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物及び特定肥飼料等の種類及びその製造の方法を勘案して、食品循環資源の再生利用により得ようとする特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること。

三 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。

四 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、その再生利用等を阻害しない範囲において、食品廃棄物等の不適正な処理（食品廃棄物等を食用に供するために譲渡することを含む。以下同じ。）を防止するため適切な措置を講ずるものとする。（食品廃棄物等の発生の抑制）

第五条 食品関連事業者は、自ら食品廃棄物等の収集又は運搬を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

一 特定肥飼料等の原材料として利用することを目的として食品循環資源の収集又は運搬を行った部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。

二 異物、病原微生物その他特定肥飼料等を利用する上で危険の原因となる物質の混入を防止すること。

三 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。（食品廃棄物等の収集又は運搬の基準）

第六条 食品関連事業者は、他人に食品廃棄物等の収集又は運搬を委託するに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

一 委託先として前条の基準に従つて食品廃棄物等の収集又は運搬を行う者を選定すること。

二 前号の委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が前条の基準に従つて行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること。（食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準）

第七条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として自ら特定肥飼料等の製造を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

一 特定肥飼料等の需給状況を勘案して、農林漁業者等の需要に適合する品質を有する特定肥飼料等の製造を行うこと。

二 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用により得ようとする特定肥飼料等の種類及びその製造の方法を勘案して、食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること。

三 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。（再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準）

第八条 食品関連事業者は、食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び

二 食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配達及び保管の方法の改善を行うこと。

三 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと。

四 食品の調理及び食事の提供の過程における原材料の使用の合理化を行うこと。

五 食べ残しを減少させるための工夫を行うこと。

六 食品の販売を行う食品関連事業者にあつては売れ残りの、食事の提供を行う食品関連事業者にあつては食べ残しの量に関する削減目標を定める等必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること。

第二 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位（付録第三の算式によって算出される値をいう。）が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。（食品循環資源の基準）

第四条 食品関連事業者は、食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用するに当たっては、次に掲げる基準に従つて食品循環資源の管理を行うものとする。

一 食品循環資源の再生利用により得ようとする特定肥飼料等の種類及びその製造の方法を勘案して、食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること。

二 異物、病原微生物その他特定肥飼料等を利用する上で危険の原因となる物質の混入を防止すること。

三 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。（食品廃棄物等の収集又は運搬の基準）

五 特定肥飼料等の安全性を確保し、及びその品質を向上させるため、次に掲げる措置を講ずること。

イ 異物、病原微生物その他の特定肥飼料等を利用する上で危険の原因となる物質の混入のこと。

ロ 防止、機械装置の保守点検その他の工程管理を適切に行うこと。

口 特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源及びそれ以外の原材料並びに特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適正に行い、特定肥飼料等の含有成分の安定化を図ること。

六 食品廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること。

七 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

八 食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための適切な措置を講ずること。

九 食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十 食品廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること。

十一 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十二 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十三 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十四 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十五 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十六 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十七 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十八 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

十九 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十一 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十二 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十三 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十四 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十五 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十六 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十七 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十八 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

二十九 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

三十 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

三十一 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

三十二 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との妥協的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。

2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

(食品廃棄物等の減量)

第十二条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の減量を実施するに当たっては、その実施後に残存する食品廃棄物等について、適正な処理を行うものとする。

(費用の低減)

第十三条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等に要する費用を低減させるよう努めるものとする。

(加盟店による食品循環資源の再生利用等の促進)

第十四条 食品関連事業者は、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に

事業に加盟する者(以下この条において「加盟店」という。)の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、当該加盟店に対し、食品循環資源の再生利用等に関し必要な指導を行い、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

加盟店は、前項の規定により本部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めるものとする。

(教育訓練)

第十五条 食品関連事業者は、その従業員に対して、食品循環資源の再生利用等に関する必要な教育訓練を行いうよう努めるものとする。

(再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備)

第十六条 食品関連事業者は、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量その他の食品循環資源の再生利用等の状況を適切に把握し、その記録を行うものとする。

食品関連事業者は、前項の規定による記録の作成その他食品循環資源の再生利用等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うものとする。

附 则

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一項を改正する法律(平成十九年法律第八十三号)の施行の日(平成十九年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年七月三一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二六日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一二日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一二日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

(情報の提供)

第十一条 食品関連事業者は、特定肥飼料等を利用する者(第八条第一項に規定する場合にあっては、委託先又は譲渡先)に対し、特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源について、その発生の状況、含有成分その他の必要な情報を提供するものとする。

